

令和2年9月8日
香美市管財課契約班

建設工事等における前払金の支払限度額の撤廃について

香美市が発注する建設工事等について、受注者への円滑な資金調達を図ることにより適正な施工を確保することを目的として、次のとおり前払金の限度額の改正を行います。

1 改正内容

(1) 建設工事（50万円以上）

現行	⇒	改正後
契約金額の4割以内 限度額 1億円		契約金額の4割以内 限度額なし

(2) 建設工事に関する設計等の委託（50万円以上）

現行	⇒	改正後
契約金額の3割以内 限度額 2000万円		契約金額の3割以内 限度額なし

2 適用時期

令和2年10月1日以降に契約を締結するもの